

重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護)

1. 事業者(法人)の概要

事業者名	MJスタイル株式会社	設立年月日	2011年 5月 30日
主たる事務所の所在地	〒162-0063 東京都新宿区市谷薬王寺町5番4号		
代表者(職名・氏名)	代表取締役 平岡 松也	電話番号	03-3528-9910

2. 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション クオーレ八王子		
所在地	〒193-0823 東京都八王子市横川町29番3	サービス提供地域	八王子市
管理者名	青柳 裕士	電話番号	042-686-3565
指定年月日	令和2年8月1日 指定	事業所番号	1362990317

3. 事業所の職員体制

職 種	従事するサービス内容等	人 員
管理者	管理者は業務全般を一元的に管理します。	1名(常勤)
看護師 理学療法士 作業療法士	主治医より訪問看護指示書を受けた後、 利用者の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。	12名(常勤)

4. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日まで(土日 休み) 祝日は営業 年末年始(12月30日～1月3日)は除きます。	9時～17時

※利用者の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外でのサービス提供も行っています。

5. 提供するサービスの内容

- (1) 健康状態の観察(血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察)
- (2) 日常生活の看護(清潔・排泄・食事など)
- (3) 在宅リハビリテーション看護(寝たきりの予防・手足の運動など)
※訪問看護事業所における、理学療法士等の訪問は、看護業務の一環として
リハビリテーションを行っているものであり、看護職員の代わりに実施しているという
位置づけになります。
- (4) 療養生活や介護方法の指導
- (5) 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- (6) カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- (7) 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- (8) 終末期の看護

6. サービス利用料及び利用者負担 ⇒ 別紙参照

7. 事業所におけるサービス提供方針

- (1) 指定訪問看護の実施にあたっては、主治医の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援します。
- (2) 指定訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。
- (3) 理学療法士等によるリハビリのサービス提供の場合、当事業所の看護師が概ね3ヶ月に1回程度ご自宅に訪問し、全身状態の観察、及び身体評価並びにアセスメント情報を共有し、訪問看護計画書及び報告書に反映し継続支援できるように支援いたします。

8. サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録」等を書面にて記載します。
- (2) 事業者は、一定期間ごとに「訪問看護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。
- (3) 事業者は、前記「訪問看護記録書」その他の記録を、サービス終了日から5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

9. 利用者負担金

- (1) 利用者からいただく利用者負担金は、別表のとおりになります。
- (2) この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額になります。
- (3) 介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む)には、全額自己負担となります。介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。保険対象外の実費は、全額自己負担となります。
- (4) 利用者負担金は、毎月26日にご指定の金融機関の口座から引落となります。
(引き落としの手続きに1~2か月いただいております)

10. キャンセル

サービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

訪問看護ステーション クオーレ八王子 連絡先 : 042-686-3565
(営業日時: 平日 9:00~18:00)

利用者の都合でサービスを中止にする場合には、サービス利用の前日までにご連絡ください。
当日のキャンセルは次のキャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。ただし、利用者の容体の急変・緊急など、やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセル料金 : 2,000 円

11. 秘密保持

事業者及び看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らしません。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から文書で同意を得るものとします。

12. 相談窓口、苦情対応

事業所のサービスに関する相談や苦情対応については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	042-686-3565	FAX番号	042-686-3566
担当者	管理者 青柳 裕士		
その他	相談・苦情については、管理者及び担当の看護師等が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、管理者、担当者に引き継ぎます。		

サービスに関する相談や苦情対応については、次の機関においても苦情申し立て等ができます。

苦情受付機関	八王子市 福祉部 行程者福祉課	電話番号: 042-620-7420
	東京都国民健康保険団体連合会	電話番号: 03-6238-0177

13. 訪問看護サービスに係る加算

介護保険制度における診療報酬に基づき、訪問看護サービス利用料において、以下を必要に応じ、加算し、ご請求します。

- 特別管理加算
特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算されます。

I	II
在宅麻薬等注射指導管理 在宅腫瘍化学療法注射指導管理 在宅強心剤持続投与指導管理 在宅気管切開患者指導管理 気管カニューレを使用している状態 留置カテーテルを使用している状態	在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅酸素療法指導管理 在宅血液透析指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理 在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿管理 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理・在宅肺高血圧症患者指導管理 在宅人工呼吸指導管理人工肛門・人工膀胱を設置している状態・ 真皮を超える褥瘡の状態・点滴注射を週 3 回以上行う必要があると認められる状態

- 複数名訪問加算
下記のいずれかの条件を満たし、1つの事業所から同時に複数の看護師等又は看護補助者が1人の利用者に訪問看護を行ったときに加算されます。

- (1) 利用者の身体的理由により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
(2) 暴力行為、迷惑行為等が認められる場合
(3) その他利用者の状況等から判断して、上記①②に準ずると認められる場合

I	II
2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合 ①20分未満の場合 ②30分以上の場合	看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合 ③30分未満の場合 ④30分以上の場合

- 長時間訪問看護加算
特別管理加算の対象となる利用者に対して、1時間30分の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合で、通算した時間が1時間30分以上となる時、1回の訪問看護につき加算されます。

- 初回加算
新規に訪問看護計画を作成した(過去2月間において訪問看護を利用していない)利用者、訪問看護を提供した場合に加算されます。

I	II
新規に訪問看護を提供し、病院、診療所等から退院した日に看護師が訪問を行った場合	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合 要支援から要介護になった場合、あるいは要介護から要支援となった場合

- 退院時共同指導加算
病院、診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院に入院中または入所中の利用者に対し、退院・退所前に、在宅生活について、カンファレンスを行った場合、退院・退所後の初回訪問看護の際に1回(要件に満たした特別な場合は2回)加算されます。

- 緊急時訪問看護加算
利用者又はその家族に対して24時間連絡体制にあり必要に応じ、緊急時訪問看護を行う体制にある場合に1月に1回加算されます。

I	II
利用者又はその家族に対して24時間連絡をできる体制にあり、必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制にある場合(夜間訪問の対応に関して特別な体制を整備している場合)	利用者又はその家族に対して24時間連絡をできる体制にあり、必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制にある場合

令和 年 月 日

【説明確認欄】

私は重要事項(介護保険での訪問看護サービスに係る加算を含む)について説明を受け、同意し、交付を受けました。

- ターミナルケア加算
在宅で死亡した利用者(介護予防は対象外)について、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日(回)以上、看取りの看護を行った場合に加算されます。(ターミナルケア後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)
- 看護体制強化加算
看護体制強化加算の算定要件を満たし、訪問看護体制を整えている事業所である評価として1月に1回加算されます。
- サービス提供体制強化加算
サービス提供体制を特に強化して基準を満たし届出を行った事業所に対して1回の訪問につき加算されます。
- 専門管理加算
緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為(訪問看護において専門に管理を必要とする行為)研修を修了した看護師が指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に月1回加算されます。
- 遠隔死亡診断補助加算
情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、在宅患者訪問診療料(I)の死亡診断加算を算定する利用者(※)について、その主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合にターミナルケア加算に追加して1回加算されます。(介護予防は対象外)
※別に厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に限る
- 口腔連携強化加算
事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に1月に1回加算されます。
- 夜間・早朝加算
ケアプランに位置付けられた訪問看護及び、同月 2 回目以降の緊急訪問看護訪問看護を夜間(午前 6 時～午後 10 時までの時間)、早朝(午前 6 時～午前 8 時までの時間)に提供した場合に1回につき加算されます。
- 深夜加算
ケアプランに位置付けられた訪問看護及び、同月 2 回目以降の緊急訪問看護訪問看護を深夜(午後 10 時～午前 6 時までの時間)に提供した場合に 1 回につき加算されます。

<利用者>

住 所 _____

氏 名 _____

代筆者 _____

(代筆理由: _____)

※上記代理人(代理人を選任した場合)

住 所 _____

氏 名 _____

【説明確認欄】

上記のとおり重要事項(介護保険での訪問看護サービスに係る加算を含む)について文書を交付し、説明しました。

14. 事故・災害発生時の対応

事業者は震度 5 強以上の地震及びそれに匹敵する災害が発生した場合、交通状況及び地震等の被害状況を考慮したうえで、訪問をすることが困難と判断した場合は利用者に同意を得ることなく訪問を中止することができます。このことによる損害賠償責任は負わないものとします。
また、災害によりステーションの機能の維持・継続が困難となった場合は他のステーションに業務を委託し、訪問看護事業の提供させていただく場合もあるものとします。

<事業主>

(事業者)

住 所 東京都新宿区市谷薬王寺町5番4号

事業者名 MJ スタイル株式会社

代表者 代表取締役 平岡 松也 ㊞

15. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ② 看護師等は、健康保険法等に基づいて、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外のサービスについてはお受けいたしかねますので、ご了承ください。
- ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- ④ ご自宅の大切なペットを守るため、また、職員が安全にケアを行うため、ペットをゲージへ入れる、リードにつなぐ等のご協力をお願いいたします。万一職員がペットにかまれた場合、治療費等のご相談をさせていただく場合がございます。
- ⑤ 職員に対する暴言・暴力・ハラスメントは厳に慎んでいただきますようお願いいたします。職員へのハラスメント行為等により、サービスの中断・契約の解除の場合がございます。信頼関係を築くためにもご協力をお願いいたします。

(事業所名)

住 所 東京都八王子市横川町 29 番 3

事業所名 訪問看護ステーション クオーレ八王子

管理者名 青柳 裕士

説明者 氏 名 _____